

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

茂原市監査委員

茂 監 第 1 1 0 号
令和4年10月18日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市監査委員 風戸 博恭
茂原市監査委員 山田 広宣

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の対象

茂原秋まつり運営協議会

令和元年度 茂原市観光事業補助金

※本補助対象事業である茂原秋まつりについては、新型コロナウイルス感染予防の観点から令和2年度以降中止となっているため、令和元年度を監査の対象とした。

2 監査の期間

令和4年8月26日から10月18日まで

3 監査の方法

・着眼点（所管課）

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、手続等は適正であるか。
- ・補助事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。

（財政援助団体）

- ・補助金が事業の目的に沿って適正に活用され、補助事業の効果を十分に上げているか。
- ・補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正であるか。
- ・補助金に係る帳簿、証拠書類、会計書類の作成及び保管状況は適正であるか。

・主な実施内容

所管課及び財政援助団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明を聴取した。

4 監査の結果及び意見

関係諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、見直し及び改善すべき点が認められたことから、対応を検討し、適正な事務の執行にあたられたい。

詳細については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体 茂原秋まつり運営協議会 (所管課 商工観光課)

(2) 補助金の名称 茂原市観光事業補助金

(3) 補助金の額 600,000円

(4) 協議会の目的 地域のまつりを一堂に集め開催することにより、伝統、歴史、文化、祭り等無形の観光資源を活用し、新たな観光振興や商工業振興、地域の活性化を目的とする。

(5) 財務の状況 (令和元年度)

ア 補助金の交付申請等の事務手続き

交付要望書	平成30年10月31日
内定通知書	平成31年3月29日
交付申請書	令和元年6月10日
決定通知書	令和元年6月12日
着手届	令和元年1月1日
概算払い交付請求書	令和元年6月12日
補助金の交付	令和元年6月26日
完了届	令和元年12月2日
実績報告書	令和元年12月2日
確定通知書	令和元年12月9日

イ 収支決算状況

収 入			支 出		
区 分	予算現額	決算額	区 分	予算現額	決算額
地区負担金	1,793,000	864,801	事務費	15,000	7,256
補助金	600,000	600,000	事業費	2,345,000	1,221,451
雑収入	467	2	施設管理費	89,000	277,978
繰越金	55,533	55,533			
合 計	2,449,000	1,520,336	合 計	2,449,000	1,506,685

収入決算額 1,520,336円
 支出決算額 1,506,685円
 差引金額 13,651円

市補助金は、収入総額に対して39.46%であり、執行率は、収入62.08%、支出61.52%となっている。

(6) 意 見

○秋まつり運営協議会

・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、提出書類や領収書に一部不備が認められたことから、適宜、商工観光課に確認をしながら適正な事務処理を行われたい。

また、補助対象事業に係る会計処理の一部を秋まつり運営協議会を構成する地区単位で行っていたことから、会計事務については、透明性確保のため秋まつり運営協議会において一括して行われたい。

○商工観光課

- ・商工観光課が行う補助金交付事務においては、秋まつり運営協議会から提出された書類に一部不備や未提出の書類が認められたことから、改めて必要書類の内容や記載方法、会計手続、補助対象経費の範囲等について秋まつり運営協議会に示すとともに、書類審査を徹底し、適正な事務処理を行われたい。

秋まつり運営協議会は、秋まつりを通してこれまで地域の伝統、歴史、文化の継承に大きな役割を果たすとともに、地域の活性化に貢献されてきた。

近年は新型コロナウイルスの影響を受け事業が実施できない中、担い手の減少が大きな課題となっている。事業を継続していくためには様々な課題があると考えられるが、引き続き市と連携を図りながら、今後も茂原の伝統文化の継承と地域の活性化に尽力していただきたい。

1 監査の対象

社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会
令和3年度 茂原市福祉センター管理運営委託料

2 監査の期間

令和4年8月26日から10月18日まで

3 監査の方法

- ・着眼点（所管課）
 - ・指定管理制度を導入した目的、趣旨を達成するため、指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
 - ・指定管理者の指定、協定の締結、手続等は適正であるか。
 - ・委託事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。
- （指定管理者）
 - ・施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に行われているか。
 - ・事業報告書等は適正に作成され、期限内に提出されているか。
 - ・会計事務及び財産管理は適正であるか。
- ・主な実施内容
所管課及び指定管理者から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明の聴取及び現場実査を行った。

4 監査の結果及び意見

関係諸帳簿及び支出証拠書類等の照合及び現場実査の結果、見直し及び改善すべき点が認められたことから、対応を検討し、適正な事務の執行にあたられたい。
詳細については、次のとおりである。

- | | | |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 監査対象団体 | 社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会（所管課 社会福祉課） |
| (2) | 指定管理業務名 | 茂原市福祉センター管理運営委託事業（管理運営委託料） |
| (3) | 委託料の額 | 141,563,548円 |
| (4) | 業務の目的 | 各福祉センターの管理運営を委託して効率的な運営を図るとともに、地域福祉活動の拠点施設としての機能を十分に発揮させ、地域福祉を推進することを目的とする。 |

(5) 財務の状況 (令和3年度)

指定管理の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

ア 公の施設の指定管理の指定申請等の事務手続き

指定申請書	令和 元年 9月20日
選定通知書	令和 元年10月18日
指定通知書	令和 元年12月23日
基本協定書	令和 2年 3月31日
指定管理料に関する協定書	令和 2年 3月31日
年度協定書 (令和3年度)	令和 3年 4月 1日
年度協定書を変更する協定書 (令和3年度)	令和 4年 3月31日

イ 収支決算状況

収 入			支 出		
区 分	予算現額	決算額	区 分	予算現額	決算額
受託金収入	148,483,000	141,563,548	人件費	98,110,000	92,765,831
			事業費	43,203,000	41,653,037
			拠点区分間 繰入金支出	7,170,000	7,144,680
合 計	148,483,000	141,563,548	合 計	148,483,000	141,563,548

収入決算額 141,563,548円

支出決算額 141,563,548円

差引金額 0円

管理運営委託料は、収入総額に対して100.00%であり、執行率は、収入・支出ともに95.34%となっている。

(6) 意 見

○社会福祉協議会

・社会福祉協議会における支払事務や各福祉センターにおける使用料の取り扱いについて、一部書類の不備や記載誤り等が見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

・各福祉センターにおいては、利用に関するアンケート結果に基づき、適宜、改善や対応が図られているが、今後も利用者の声を聴きながら、更なる利便性の向上に努められたい。

また、幼児から高齢者まで誰もが安心して利用できるよう、利用者や施設のより一層の安全性向上に向け新たな対応方法についても検討されたい。

○社会福祉課

- ・事業報告書が条例に定める期日までに社会福祉協議会から提出されていなかったことから、現状を把握したうえで適切な対応を図られたい。

- ・社会福祉協議会を非公募により指定管理者とした合理的理由について、分かりやすく説明できるよう整理されたい。

また、施設を有効に活用するため、指定管理者制度のメリットを十分に活かした運営がなされるよう社会福祉協議会と更なる連携を図られたい。

社会福祉協議会は、長年にわたり地域に根差した福祉活動に尽力され、地域福祉の推進において非常に大きな役割を果たしている。

本市における地域福祉活動の拠点施設となる福祉センターについては、時代とともに利用者ニーズが一層多様化することが予想されることから、社会福祉協議会のノウハウを十分活かし、引き続き市と連携を図りながら、より多くの人に親しまれる施設となるよう努められたい。